

船員法施行規則の一部を改正する省令案について

平成16年 9月
海事局船員労働環境課

1. 改正の背景

第159回通常国会において、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律（平成16年法律第71号）が成立し、船員法（昭和22年法律第100号）の一部が改正されたところです。この法改正に伴い、法律において国土交通省令に委任されている事項等について規定するため、船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号。以下「規則」といいます。）を改正する必要があり、下記のとおり改正することを考えております。

2. 改正の概要

- (1) 労働条件について、これを書面の交付により明示しなければならないこととする予定です。また、労働条件を変更しようとするときも同様に、書面の交付により明示しなければならないこととする予定です（規則第16条関係）。
- (2) 雇入契約の公認制が届出制に改められたことに伴い、以下の措置を講ずることとする予定です（規則第18条から規則第23条関係）。
 - 雇入契約の届出書の様式を定めることとします。なお、届出の際の添付書類として、乗組員名簿（クルーリスト）を添付しなければならないこととします。
 - 一括公認に関する規定を一括届出に関する規定に改める等規定の整備を行うこととします。
- (3) 時間外労働に係る労使協定に記載すべき事項として、時間外労働をさせる必要がある具体的理由等を定めることとする予定です（規則第42条の9の2関係）。
- (4) 船内記録簿の記載事項について、海員の労働時間に関する事項を追加することとする予定です（規則第45条関係）。
- (5) その他所要の改正を行うこととする予定です。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：平成16年11月下旬
施 行：平成17年4月1日